

# SEIYUショッピングカードご利用約款

## 第1条 目的

本約款は合同会社西友(以下「当社」といいます)が発行するSEIYUショッピングカードのご利用について規定するものであり、SEIYUショッピングカードの利用者(以下「お客様」といいます)は本約款に従ってお取引いただくものとします。

## 第2条 定義

本約款において使用する語句の定義は、次に定めるとおりとします。

- SEIYUショッピングカードとは、  
当社発行のプリペイド方式データ管理カードで、当社がお客様から受け取った貨幣価値(以下「金額」といいます)を当社サーバ上に記録し(以下「入金登録」といい、繰り返し入金登録することで金額の加算をすることを含みます)、この電子データに代えて発行するものであって入金登録された金額をもって当社指定の店舗において商品を購入することができる機能を備えたものをいいます(以下「カード」といいます)。
- カード登録残高とは、  
お客様が入金登録を行った金額から、お客様がお買物にご使用した金額を除いた残高であって、お買物にご使用いただける金額をいいます。
- カードデータとは、  
当社サーバ上に記録されたカードごとの金額データをいいます。
- 商品とは、  
当社指定の店舗にて販売する商品をいいます(商品券等の金券類、その他当社が指定する商品を除きます)。

## 第3条 ご使用いただける店舗

カードは「SEIYUショッピングカード取扱店」の掲示がある日本国内の西友グループ各店(以下「カード取扱店」といいます)でのお買物にご使用いただけるものとします。但し、店内の一部売場でカードが使用できない場合がありますので、詳しくは売場係員にお問い合わせください。

## 第4条 カードの発行

1. カードは、カード取扱店において発行するものとします。
2. カードの発行にあたっては、必ずお客様から次条に定める方法により入金登録いただくものとします。

## 第5条 入金登録の方法

1. カードへの入金登録は、カード取扱店にて承るものとします。
2. カードへの入金登録は現金または当社の指定するクレジットカードによって行うことができます。
3. カードへの1回の入金登録は500円からとなります。  
なお、お客様が入金登録される金額がこの金額を超える場合は1円単位での入金登録が可能です。
4. 1枚のカードに蓄積できる上限額は10万円です。

## 第6条 商品ご購入の方法

1. お客様がカードにて商品をご購入される場合は、カード取扱店内のレジでカードをお渡しいただくものとし、カード登録残高から商品購入代金合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入代金合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じます。この場合、商品購入代金合計額およびお支払後のカード登録残高はレシートに表示されますのでお客様はそれらに誤りが無いことを確認するものとし、
2. お渡しいただいたカード登録残高が商品購入代金合計額に満たない場合は、改めてカードに入金登録いただくか、または不足額を現金もしくは当社の指定するクレジットカードによりお支払いいただくものとし、
3. お客様は、お支払の際にカードを複数枚ご使用いただくこともできますが、一度のお支払にご使用いただけるカードの枚数は6枚までとします。さらに不足額がある場合は現金または当社の指定するクレジットカードにてお支払いいただくものとし、
4. カードを複数枚お持ちであっても、各カードの残高を1枚のカードに統合することはできません。

## 第7条 残高確認の方法

1. カード登録残高は、レシートに表示されるほか、カード取扱店のレジでご確認いただくことが可能です。
2. カード取扱店にてカード登録残高を確認される場合には、お客様は当該残高を確認されたいカードをレジまでお持ちいただくものとし、

## 第8条 払戻し、再発行等

1. カードの払戻しは原則としてできません。但し、次項及び第4項に定める場合に限り、当社はカードの払戻しを行うことがあります。
2. 当社が、第15条第3項の定めに従い、カードの取扱いを全面的に廃止する旨決定した場合は、法令の定める払戻し手続を行うこととなります。この場合、お客様は当社に対しカード登録残高の返金を求めることができるものとし、当社所定の方法により登録残高を確認したうえで、残高を返金いたします。その際、返金後のカードは当社にお引渡しいただくものとし、
3. カードを紛失した場合、もしくは盗難、改竄、偽造もしくは変造された場合、またはお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても当社は一切責任を負わず、当社は、カードの機能停止、返金、または再発行はいたしません。
4. カードやカードの機能を破損することがありますので、カードを汚損したり、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないでください。カードやカードの機能を破損した場合は、破損の原因がお客様の故意に基づかないことが明らかで、かつ、カードの磁気情報またはカード裏面に記載されているカード番号が判読可能な場合に限り、当社の判断により、残高を移行させた新しいカードを発行することができるものとし、但し、カード登録残高が500円未満の場合は新しいカードは発行せず、旧カードと引き換えにカード登録残高を返金いたします。新しいカードを発行する際は、当社は新しいカードと引き換えに旧カードの引渡しを求めることができるものとし、なお、新しいカードの発行にあたっては、カードの図柄および属性は当社が指定させていただくものとし、お客様は異議を述べないものとし、

## 第9条 不正な取得・利用等

1. 次のいずれかに該当するときは、当社はお客様にカードのご利用をお断りし、カードを無効としたうえで、お客様のカードを当社にお引渡しいただくものとします。
  - (1) お客様が、不正な方法によりカードを取得し、または不正な方法により取得されたカードであることを知って使用した場合
  - (2) カードが改竄、偽造、または変造されたものである場合
  - (3) お客様が本約款に違反した場合
  - (4) その他、カードが不正に利用された場合
2. 前項各号の疑いがある場合、当社は調査のため、一時的にカードをお預りできるものとします。
3. 第1項においてカードが無効となった場合、当社は当該カードの交換・再発行・返金等には一切応じません。また、カードに関する登録データは当社の判断で消去・抹消させていただきます。

## 第10条 ご利用期限に関する制限(重要)

カードを最後にご利用いただいた日の翌日を起算日として3年間ご利用(入金登録、残高確認、およびカードによる商品購入を含みます)がない場合、カードは無効となり、ご利用できなくなります。この場合、カード登録残高の有無にかかわらず返金はしないものとします。3年間のご利用の有無の判別は、カードデータに基づき当社が判断するものとします。そのため長期間ご利用にならない場合はご注意ください。

## 第11条 システム保守・障害等

カードに関するシステムの設計・管理には万全を期しておりますが、システム障害、停電、メンテナンス、カード偽造等に対する安全管理、その他やむをえない事情によりカード取扱店の一部または全店において、当社は予告なくカードのご利用内容の一部または全てにつき一時的に停止できるものとします。その際、カードがご利用いただけないことからお客様に不利益または損害が生じた場合であっても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

## 第12条 質権等担保権設定の禁止

カードへの質権等担保権の設定はできないものとします。

## 第13条 入金登録済カード

当社が必要と判断した場合には、第4条の定めにかかわらず、当社があらかじめ指定する金額を入金登録したカードを用意することができるものとします。

## 第14条 裁判管轄

本約款に基づく取引に関して当社との間に紛争が生じた場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

## 第15条 約款の変更等

1. 当社は本約款を変更することができるものとします。
2. 本約款を変更する場合、当社はホームページ上において変更内容を告知するものとします。また、重要な変更についてはカード取扱店においても告知いたします。当該変更後におけるカードのご利用には、当該変更後の本約款が適用されるものとし、当該変更後にカードをご利用した場合、お客様は当該変更  
に同意したものとみなします。
3. 当社は、社会情勢の変化、経営状況の変化、法令の改廃、その他当社の都合によりカードの全部または一部の取扱いを廃止することができるものとします。当社が、カードの全部または一部の取扱いを廃止する旨決定した場合は、法令に定める方法により周知および払戻手続を行い、当該払戻手続が終了した時点をもって、当社は本約款を終了させることができるものとします。

## 附則

1. 本約款は、平成22年10月1日から適用するものとします。
2. カードの発行者名が株式会社西友となっているカードは、平成21年9月1日以降合同会社西友と読み替えるものとします。

---

## お問い合わせ窓口

所在地：東京都北区赤羽 2-1-1

フリーダイヤル：0120-360-373 (10:00～17:00)

なお、お近くのカード取扱店でもお気軽にご質問下さい。